

# 県独自の緊急事態宣言等により売上が減少した事業者に対し、 「高鍋町町内事業者緊急支援金（令和3年8月発令分）」を交付します。

高鍋町では、宮崎県独自の緊急事態宣言（令和3年8月11日発令分）の影響により売上が減少した事業者の内、ガイドライン等を遵守しており引き続き町内で事業継続意思のある事業者に対し、下記のとおり町独自の支援金を交付いたします。

## 1. 対象者

令和3年8月または9月の売上（営業等収入に係る売上に限る。以下同じ。）が前年同月比または前々年同月比（※）で**30%以上減少**し、かつ**比較対象となる月の売上が10万円以上**である町内事業者のうち、次の全ての要件を満たす事業者

- (1) 令和3年8月11日までに設立・開業しており、町内に本店・主たる事業所があること。
- (2) 申請時点で事業活動を行っており、引き続き町内で事業を継続する意思があること。
- (3) 国又は法人税法（昭和40年法律第34条）別表第1に規定する公共法人でない者
- (4) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体でない者
- (5) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力との関係を有するものでないこと
- (6) 各関係団体が作成したガイドラインまたは県が作成したガイドライン等の遵守について誓約を行い、このことについて事業者名等を公表することに同意した者であること。

※令和2年8月2日以降開業の方は、新規開業特例により売上減少率を算出することができません

## 2. 支援金の額

1事業者あたり10万円（1事業者あたり1回のみでの交付となります）

## 3. 申請方法

以下の期間に必要な書類を添えて、郵送にて提出してください。（①以外はメールで提出可）

- (1) **受付期間** 令和3年9月27日（月）～10月29日（金）まで
- (2) **必要書類**（高鍋商工会議所会員の場合、下記②～④の書類は省略することができます）
  - ① 高鍋町町内事業者緊急支援金（令和3年8月発令分）交付申請書兼誓約書
  - ② 直近1期分の確定申告書の写しまたは県民税・町民税申告書の写し（提出済みであることがわかるもの）
  - ③ 町内に事業所を有することが確認できる書類（営業許可証、収支内訳書の写しなど）
  - ④ 本人確認書類の写し（個人事業主の場合のみ代表者分を添付）
  - ⑤ 売上帳等の売上げが確認できる書類（所得税青色申告決算書の写し、売上帳簿など）
  - ⑥ 新規開業特例計算書（令和2年8月2日から令和3年8月11日の間に設立・開業された方のみ）
  - ⑦ 振込口座の確認ができる書類（振込通帳の表面・1枚目コピー）
  - ⑧ 業種別ガイドライン等を遵守していることが確認できる書類  
例：アクリル板の設置状況写真、来店者や従業員に対する感染防止策の啓発状況写真 など
  - ⑨ その他、町が必要と認める書類（必要に応じて、後日追加で提出を求める場合があります）

（裏面あり）

#### 4. 申請書の提出先（※お間違えのないようにご注意ください。）

〒884-0006 高鍋町大字上江8335番地2

高鍋商工会議所 高鍋町事業者緊急支援金担当 行

E-mail : tcci@miyazaki-cci.or.jp



高鍋商工会議所E-mail

### 【 注 意 】

新型コロナウイルス感染症対策のため、**申請書の提出は原則郵送**で行ってください。  
やむを得ず窓口での申請を希望される場合は、必ず事前に受付予約を行ってください。  
窓口申請の受付予約および受付時間は、平日午前9時から午後5時までです。

#### 【問い合わせ先等】

問い合わせ内容	問い合わせ先	電話番号
申請、受付予約に関すること	高鍋商工会議所	TEL0983-22-1333
制度内容、振込に関すること	高鍋町役場 地域政策課 商工観光係	TEL0983-26-2015